

(メール通知)
2 障第 410 号
令和 2 年 7 月 7 日

指定障害児通所支援事業所
設置法人の代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課長
(公印省略)

障害児通所支援に係る自己評価結果公表の報告について

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、年 1 回以上、自己評価を行い、結果を公表することが義務付けられております。

また、平成 30 年度報酬改定により、「自己評価結果未公表減算」が新設され、平成 31 年 4 月 1 日以降、自己評価結果の公表を指定権者に報告していない場合には、当該月から解消される月までの間、所定単位数の 15% を減算することとされております。

つきましては、例年と同様、下記のとおり年 1 回以上、自己評価結果を公表のうえ、必ず報告をお願いします。

昨年度の報告依頼通知からの変更点は、下記 4 (2) 提出期限の波線箇所です。

〔 変更前：平成 30 年 3 月 31 日までの指定…2 月末営業日まで、それ以降の指定…指定年月日等から 1 年以内
変更後：当該年度の前年 3 月 31 日までの指定…2 月末営業日まで、それ以降の指定…指定年月日等から 1 年以内 〕

記

1 自己評価結果の公表の義務付けについて

【児童発達支援ガイドライン】(平成 29 年 7 月 24 日厚生労働省策定) 及び【放課後等デイサービスガイドライン】(平成 27 年 4 月 1 日厚生労働省策定) の内容に沿った評価項目に基づく質の評価及び改善の内容を年 1 回以上、公表することが義務付けられています。(別紙参考)

2 自己評価結果の公表の実施方法

- ①保護者等に保護者用の評価表(別紙様式例 1)を配布(アンケート調査)し、回答及び意見を取りまとめ
- ②事業所の各職員が事業者用の評価表(別紙様式例 2)を各自記載し、回答及び工夫した点や課題を取りまとめ
- ③取りまとめた上記①と②を(別紙様式例 3)に集計し、集計結果を踏まえて職員全体で討議し、項目ごとに評価を行う。
特に「課題や改善すべき点」は職員間で認識を共有し、改善内容・改善目標を立てる。
討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。
討議の際には、保護者等の意見との認識のずれを客観的に分析する。
- ④(別紙様式例 3)に上記③の改善内容・改善目標を追記した自己評価結果を、ホームページ等で公表
- ⑤公表した改善の対応・改善目標に沿った取り組みを行う。

3 留意事項

- (1) 別紙様式例 1～3 を使用せず【児童発達支援ガイドライン】及び【放課後等デイサービスガイドライン】に基づく様式を使用することや、貴設置事業所に関わりのない事項は削除いただいて構いませんが、公表すべき以下の事項は必須です。

- ① 利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- ② 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ③ 事業の用に供する設備及び備品等の状況
- ④ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- ⑤ 利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- ⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- ⑦ 業務の改善を図るための措置の実施状況

- (2) 一体的に運営している多機能型事業所においては、自己評価結果の公表については、多機能型事業所全体で公表して差し支えありません。
- (3) 公表方法は、原則インターネットにより、広く公表するようお願いします。

4 自己評価結果の公表後の県への報告方法

- (1) 提出物 別紙の報告様式及び公表した自己評価結果

- (2) 提出期限

- ① 前年(平成31年)3月末までに指定を受けた事業所 令和3年2月26日(金)
- ② 前年(平成31年)4月1日以降に指定を受けた事業所
指定年月日又は前回の自己評価結果公表の報告日から1年以内

- (3) 提出先 事業所が所在する各地方局地域福祉課まで、メール又は郵送してください。

- ① 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所
東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ 大野・石丸
メールアドレス：tou-fukushi@pref.ehime.lg.jp
〒793-0042 西条市喜多川796-1 TEL 0897-56-1300(内線241又は284)
- ② 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所
中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ 一色・城戸・寺尾
メールアドレス：chu-fukushi@pref.ehime.lg.jp
〒790-8502 松山市北持田町132番地 TEL 089-909-8756
- ③ 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所
南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ 三木・高岡
メールアドレス：nan-fukushi@pref.ehime.lg.jp
〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 TEL 0895-22-5211(内線381又は246)
- ④ 松山市所在の事業所等
松山市役所の通知に従い、報告してください。

※ メール送信の場合、メールアドレス誤りやメール容量等の制限により、メールが受信できない可能性がありますので、お手数ですが、提出先(地方局)にメールを送信した旨を電話連絡いただきますようお願いします。

(愛媛県ホームページ)

ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 > 指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ > 障害児通所支援に係る指定基準等の見直しについて

https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/ji_kizyunminaoshi/ji_zikohyokatou.html

(本通知の送付元)

担当 愛媛県障がい福祉課 障がい支援係 加地
電話 089-912-2424
FAX 089-931-8187
※報告については、上記の提出先へお願いします。

○運営基準の見直し

平成29年4月～ 放課後等デイサービス

平成30年4月～ 児童発達支援

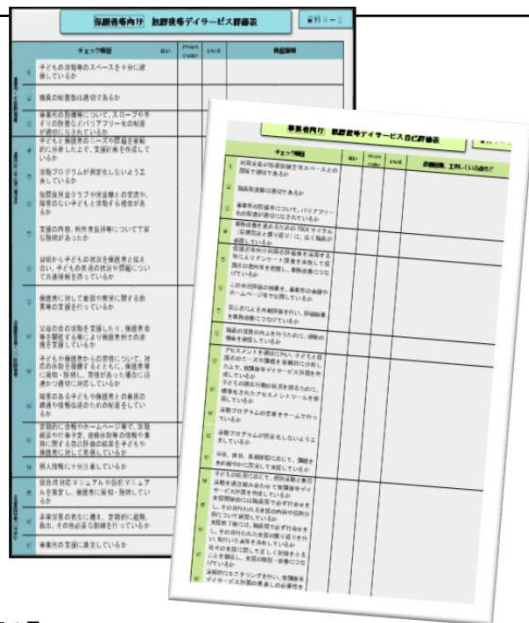
ガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

- ・ 自己評価及び保護者による評価を実施
- ・ 評価・改善内容を年1回インターネット等により公表

○報酬改定(平成30年4月～)

自己評価結果未公表(都道府県へ公表結果の届出がされていない)場合に15%減算。

※平成31(2019)年4月1日から適用



【自己評価及び結果の公表方法】

「事業者向け自己評価表」と「保護者等向け評価表」により、**年1回**、自己評価を実施し、インターネット等で公表

自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ ①②を踏まえ、職員間で討議し、事業所全体としての自己評価及び改善内容を作成(職員間で共有)
- ④ ③の自己評価結果の公表
- ⑤ 公表した改善内容に沿った取組

【毎年、公表結果を県へ届出】

○ 前年3月末までに指定を受けた事業所
⇒ **毎年度2月末まで**

○ 前年4月1日以降に指定を受けた事業所
⇒ **指定年月日 又は
前回の自己評価結果公表の報告日
から1年以内**

※ 来年度以降、届出方法を変更する場合は、別途お知らせします。

【ガイドラインの掲載場所】

厚生労働省ホームページの分野別施策「福祉・介護 障害者福祉」→障害者福祉の「施策情報 障害児支援施策」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

「放課後等デイサービスガイドライン」の概要（平成27年4月1日策定）

ガイドラインの趣旨

○ 平成24年4月に児童福祉法改正により創設された放課後等デイサービスについて、事業所の増加に伴い支援の質の確保及びその向上を図る必要があるため、放課後等デイサービスを実施するにあたって必要となる基本的事項を示す。（平成27年4月1日付け障発0401第2号厚生労働省通知）

総則

◆ ガイドラインの趣旨

◆ 放課後等デイサービスの基本的役割

子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

◆ 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等

◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

◆ 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等

◆ 子どもと保護者に対する説明責任等

運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等

◆ 緊急時の対応と法令遵守等

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

「児童発達支援ガイドライン」の概要（平成29年7月24日策定）

ガイドラインの策定

○ 児童発達支援事業所及び児童発達支援センターの増加に伴い、支援の質の確保及びその向上を図る必要があるため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表。（平成29年7月24日付障発0724第1号厚生労働省通知）

ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家庭支援」及び「地域支援」からなる。

【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

【家族支援】家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

【地域支援】支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。

児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】 職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。また、概ね1年に1回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。

愛媛県障害児通所支援に係る自己評価結果公表 報告様式

※ メール送信の場合は、**標題に、『自己評価結果』と記載し、到達確認の電話をお願いします。**

※ **本様式の提出時に、公表した自己評価結果を1部(データ可)添付してください。**

《提出先》

- ① 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所
 東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ ⇒ Email tou-fukushi@pref.ehime.lg.jp
 住所 〒793-0042 西条市喜多川796-1 TEL 0897-56-1300 (内線241又は284)
- ② 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所
 中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ ⇒ Email chu-fukushi@pref.ehime.lg.jp
 住所 〒790-8502 松山市北持田町132番地 TEL 089-909-8756
 ※松山市指定の事業所は、松山市役所の取扱いに従ってください。
- ③ 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所
 南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ ⇒ Email nan-fukushi@pref.ehime.lg.jp
 住所 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 TEL 0895-22-5211 (内線381又は246)

報告年月日 (西暦)	年 月 日	
事業種別 (該当するものに○)	<input type="checkbox"/>	児童発達支援
	<input type="checkbox"/>	放課後等デイサービス
事業所名		
事業所番号		
事業所電話番号		
自己評価事務 担当者職名・氏名	職名 :	
	氏名 :	
自己評価結果を公表しているホームページURL		
	※原則、ホームページで公表してください。	
それ以外の方法で公表している場合の公表方法	※ホームページで公表していない場合は、公表した書類を添付して郵送等で御提出ください。また、ホームページで公表していない理由も記載してください。 ※ホームページに公表した上で、それ以外の方法でも公表している場合は、本欄に記載してください。(公表資料の提出は任意です)	
自己評価結果の公表日 (西暦)	年 月 日	
次回の自己評価結果の公表予定日 (西暦)	年 月 予定	

愛媛県障害児通所支援に係る自己評価結果公表 報告様式(記載例)

※ メール送信の場合は、**標題に、『自己評価結果』と記載し、到達確認の電話をお願いします。**

※ **本様式の提出時に、公表した自己評価結果を1部(データ可)添付してください。**

《提出先》

- ① 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所
東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ ⇒ Email tou-fukushi@pref.ehime.lg.jp
住所 〒793-0042 西条市喜多川796-1 TEL 0897-56-1300 (内線241又は284)
- ② 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所
中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ ⇒ Email chu-fukushi@pref.ehime.lg.jp
住所 〒790-8502 松山市北持田町132番地 TEL 089-909-8756
※松山市指定の事業所は、松山市役所の取扱いに従ってください。
- ③ 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所
南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ ⇒ Email nan-fukushi@pref.ehime.lg.jp
住所 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 TEL 0895-22-5211 (内線381又は246)

報告年月日 (西暦)	2019年12月15日	
事業種別 (該当するものに○)	○	児童発達支援 放課後等デイサービス
事業所名	児童発達支援事業所えひめ	
事業所番号	3850000000	
事業所電話番号	089-941-2111	
自己評価事務 担当者職名・氏名	職名 :	管理者
	氏名 :	愛媛 みきゃん
自己評価結果を公表しているホームページURL	https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/ji_kizyunmi_naoshi/ji_zikohyokatou.html	
	※原則、ホームページで公表してください。	
それ以外の方法で公表している場合の公表方法	会報等(○○誌)に掲載し配布 ※ホームページで公表していない場合は、公表した書類を添付して郵送等で御提出ください。また、ホームページで公表していない理由も記載してください。 ※ホームページに公表した上で、それ以外の方法でも公表している場合は、本欄に記載してください。(公表資料の提出は任意です)	
自己評価結果の公表日 (西暦)	2019年12月1日	
次回の自己評価結果の公表予定日 (西暦)	2020年12月予定	

(別紙様式例1)

児童発達支援・放課後等デイサービス評価表【保護者用】

(保護者等の皆様へ)

この評価表は、児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を利用しているお子さんの保護者等の方に、事業所の評価をしていただくものです。

「はい」、「どちらともいえない」、「いいえ」、「わからない」のいずれかに「○」を記入していただくとともに、「ご意見」についてもご記入ください。

区分	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いい え	わからない	ご意見
環境・ 体制整備	1 子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか					
	2 職員の配置数や専門性は適切であるか					
	3 生活空間は、本人にわかりやすい環境(※1)になっているか。また、障がいの特性に応じ、設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか					
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか					
適切な 支援の 提供	1 子どもと保護者のニーズや課題がしっかりと分析された上で、児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画(※2)が作成されているか					
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画には、子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか					
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った支援が行われているか					
	4 活動プログラム(※3)が固定化しないよう工夫されているか					
	5 児童発達支援の場合は保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合は放課後児童クラブや児童館との交流など、障がいのない子どもと活動する機会があるか					
保護者 への 説明等	1 支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか					
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながら、支援内容の説明がなされたか					
	3 保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング(※4)等)が行われているか					
	4 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができているか					
	5 定期的に、保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか					

区分	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いい え	わからない	ご意見
保護者への説明等 (続き)	6	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか				
	7	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制が整備されているとともに、子どもや保護者に周知・説明され、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応されているか				
	8	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか				
	9	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定などについて、子どもや保護者に対して発信されているか				
	10	個人情報の取扱いに十分注意されているか				
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、保護者に周知・説明されているか				
	2	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか				
満足度	1	子どもは通所を楽しみにしているか				
	2	事業所の支援に満足しているか				

【チェック項目の欄に関する注釈】

※1「本人にわかりやすい環境」とは

この部屋で何をするのかを示せるように、机や本棚の配置など、子ども本人にわかりやすくすることです。

※2「児童発達支援計画」又は「放課後等デイサービス計画」とは

児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことで、事業所の児童発達支援管理責任者が作成します。

※3「活動プログラム」とは

事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。子どもの障がいの特性や課題等に応じて柔軟に組み合わせで実施されることが想定されています。

※4「ペアレント・トレーニング」とは

保護者が子どもの行動を観察して障がいの特性を理解したり、障がいの特性を踏まえた褒め方等を学ぶことにより、子どもが適切な行動を獲得することを目標とします。

(別紙様式例2)

児童発達支援・放課後等デイサービス自己評価表【事業者用】

この評価表は、児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所の職員の方に、事業所の自己評価をしていただくものです。

「はい」、「どちらともいえない」、「いいえ」のいずれかに「○」を記入するとともに、「工夫している点」「課題や改善すべき点」等について記入してください。

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点
環境・ 体制 整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか				
	2	職員の配置数は適切であるか				
	3	本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障がいの特性に応じた設備整備が適切になされているか				
	4	清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間が確保できているか				
業務 改善	1	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか				
	2	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか				
	3	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか				
	4	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか				
	5	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか				
適切な 支援の 提供	1	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を作成しているか				
	2	児童発達支援ガイドラインや放課後等デイサービスガイドラインに基づき、児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画において子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容を記載しているか				
	3	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を作成しているか				
	4	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援が行われているか				
	5	活動プログラムの立案をチームで行っているか				
	6	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
	7	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか				
	8	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか				

		チェック項目	はい	どちらとも いいえ	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点
適切な支援の提供 (続き)	9	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか				
	10	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか				
	11	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか				
関係機関や保護者との連携	1	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか				
	2	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との情報共有や連絡調整を適切に行っているか				
	3	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医等や協力医療機関等と連絡体制を整えているか				
	4	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有が行われているか				
	5	他の障害福祉サービス事業所等への円滑な移行支援のため、それまでの支援内容等についての十分な情報提供が行われているか				
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか				
	7	児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障がいのない子どもと活動する機会があるか				
	8	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか				
保護者への説明責任等	1	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか				
	2	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明を行っているか				
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っているか				
	4	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか				
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか				

		チェック項目	はい	どちらとも いいない	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点
保護者への説明責任等 (続き)	6	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか				
	7	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか				
	8	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか				
	9	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか				
	10	個人情報に十分注意しているか				
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知しているか				
	2	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか				
	3	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか				
	4	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に記載しているか				
	5	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか				
	6	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか				

区分	チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価				評価を踏まえた 改善内容・改善目標	
		はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない		保護者の方のご意見
適切な支援の提供 (続き)	4										
	5					/	/	/	/	/	
	6										
	7					/	/	/	/	/	
	8					/	/	/	/	/	
	9					/	/	/	/	/	
	10					/	/	/	/	/	
	11					/	/	/	/	/	
関係機関との連携	1					/	/	/	/	/	
	2					/	/	/	/	/	

区分	チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価				評価を踏まえた 改善内容・改善目標	
		はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない		保護者の方のご意見
関係機関との連携 (続き)	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備										
	4 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有										
	5 他の障害福祉サービス事業所等への円滑な移行支援のため、それまでの支援内容等についての十分な情報提供										
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進										
	7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障がいのない子どもと活動する機会の提供										
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営										
	保護者への説明責任・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明									
		2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明									
3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施											

区分	チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価				評価を踏まえた 改善内容・改善目標	
		はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない		保護者の方のご意見
非常時等の 対応 (続き)	3					/	/	/	/	/	
	4					/	/	/	/	/	
	5					/	/	/	/	/	
	6					/	/	/	/	/	